

甲賀市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法の一部改正に伴い、障害児通所支援である児童発達支援及び児童発達支援センターに関する規定の見直しが行われたことから、上位法令と整合性を図るため、甲賀市児童発達支援センター条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 児童発達支援センターの「福祉型」と「医療型」の 2 類型が撤廃され、児童発達支援センターに一本化されるとともに、設置目的についても見直されたことから所要の改正を行うこととします。

【第 1 条関係】

- (2) 児童福祉法の改正に伴う条項の繰り上げに伴い、引用条項を改めることとします。

【第 3 条関係】

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

【付則関係】